

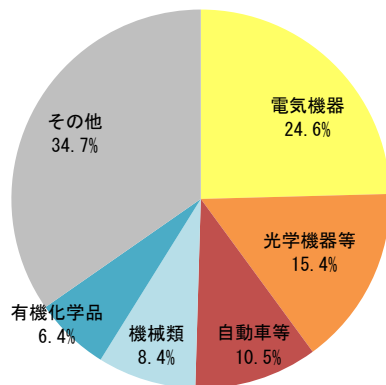
# 事後調査トピックス

## 納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

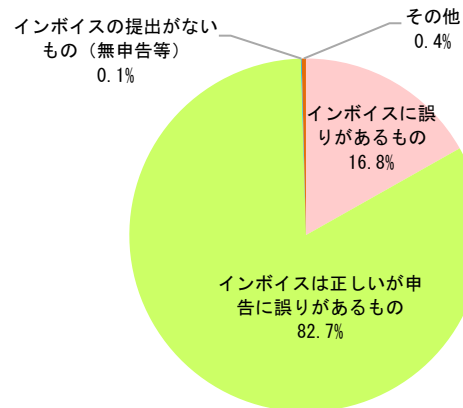
納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、光学機器等、自動車等、機械類、有機化学品であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約65%を占めています。

また、申告漏れ等が発生した要因をしてみると、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが8割を超えています。この中には、インボイス価格とは別に支払った貨物代金（価格調整金、組立費用等）を課税価格に含めていなかったものや、適用税率に誤りがあったものが含まれます。

【品目別納付不足税額の割合】



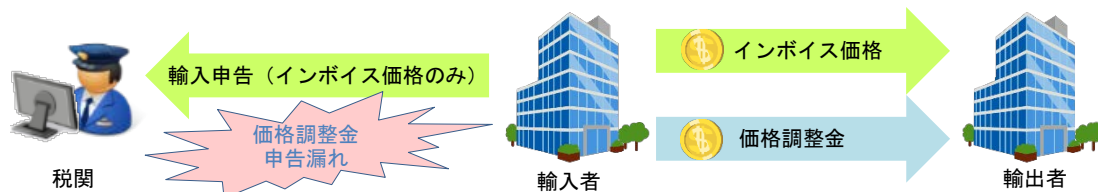
【申告漏れ等が発生した要因】



## インボイス価格以外の別払金の申告漏れ〔事例4〕

申告漏れとなる主なものとして、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金を課税価格に含めていない事例があります。

事例4では、輸入者は、輸出者との取り決めに基づき、過去に輸入した貨物についてインボイス価格とは別に価格調整金を支払っていましたが、修正申告を行っておらず、申告漏れとなっていました。



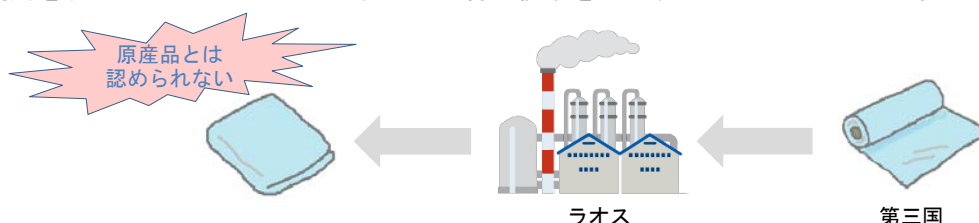
また、輸入貨物の生産に関して必要な材料等を輸入者が無償で輸出者に提供した場合について、その提供に要した費用を課税価格に含めていない事例も多く発生しています。

【参考：税関 HP（課税価格の計算方法）[http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan_index.htm)】

## 特惠税率の適用誤り〔事例6〕

EPA及び特惠関税制度に基づく特惠税率を適用するには、税関に原産地証明書等の必要な書類を提出することに加え、貨物が「原産品」である（＝原産地規則を満たしている）と認められる必要があります。

事例6では、輸入貨物である繊維製品は第三国原産の生地を使用して生産されており、日アセアンEPAの原産地規則を満たしていないことから、EPA特惠税率を適用することはできません。



【参考：原産地規則ポータル（原産性に係る非違事例）[http://www.customs.go.jp/roo/gensan\\_hijirei/index.htm](http://www.customs.go.jp/roo/gensan_hijirei/index.htm)】